

佐賀市ショートステイ（産後ケア）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に基づき、出産後、安心して子育てができるよう、心身共に不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケア、育児のサポート等を提供するショートステイ（産後ケア）事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第2条 本事業の実施主体は佐賀市とする。

2 市長は、事業を医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所もしくは助産所であり、別表第1に規定する要件を満たすもの（以下「委託事業者」という。）に委託して実施する。

（利用対象者）

第3条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する1歳未満の乳児のうち委託事業者が受け入れ可能と定める月齢の児及びその母親で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、事業による支援が必要と認められる者（以下「利用者」という。）とする。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

（1）母親が産後に心身の不調又は育児不安等がある者。

（2）家族から十分な家事・育児等の援助を受けられない者。

2 前項各号の規定にかかわらず、安定的な養育が困難な者であって、市長が必要と認めるものについては、利用対象者とする。

（事業内容）

第4条 母子を宿泊させ、母親の心身の回復及び母子のケアを実施するとともに今後の育児に資する指導等を実施する。

2 実施する母子のケア、今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。

（1）母親の身体的ケア及び保健指導及び栄養指導

（2）母親の心理的ケア

（3）母親等に対する適切な授乳実施のためのケア（乳房ケアを含む）

（4）母親等に対する育児手技の具体的な指導及び相談

（5）母親等に対する生活相談及び支援

（利用日数）

第5条 事業の利用日数は通算して7日を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は必要最小限の範囲内でその期間を延長する事ができる。

（事業を行う時間）

第6条 事業を行う時間は、原則として1日（1泊）を最小単位とし、入所時刻は午前10時、退所時刻は翌日の午前10時とする。ただし、入所時刻及び退所時刻は利用者の希望をふまえて変更できるものとする。

（利用方法）

第7条 事業の利用申請をする者（以下「申請者」という。）は、佐賀市ショートステイ（産後ケ

ア) 事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、当該申請に係る事業の可否を決定し、佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業利用証(様式第2号)(以下「利用証」という。)又は佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業利用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 利用者は、事業を利用するときは、利用証を委託事業者に提示する。

3 市長及び委託事業者は当該事業の決定及び利用に係る事由について確認する必要があると認めるときは、利用者に対して証明書類等の提出を求めることができる。

(利用決定の取り消し)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 第3条の利用対象者でなくなった時。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不相当と認めるとき。

(利用料の額)

第10条 事業に要するサービスの利用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(利用者負担額)

第11条 利用者は、別表第2に定める利用者負担額を委託事業者に直接支払うものとする。

2 前項の利用者負担額は利用期間の初日の時点で次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 市町村民税が非課税の世帯に属する者

3 利用者は別表第2に掲げる利用者負担額のほか、必要な食事代、衣服の賃借料、乳児のミルク代及びおむつ代等を委託事業者に直接支払うものとする。

(利用者ごとの利用状況の報告)

第12条 委託事業者は利用者ごとのサービス利用状況について、佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業利用確認書(様式第4号)及びエジンバラ産後うつ病質問票を作成しサービス提供後10日以内に市長へ報告するものとする。

(実施報告及び委託料)

第13条 委託事業者の長は、連続して利用した最終日の属する翌月10日までに佐賀市ショートステイ(産後ケア)事業報告書(様式第5号)及び第7条で提示を受けた利用証の写しを市長に提出するものとする。

2 市長は前項の報告に基づき、別表第2の利用料から利用者負担額を控除した額を委託料として委託事業者に支払うものとする。ただし、第3条第2項の規定に該当する者の利用に係る委託料については、市長は、別表第2の利用料の額を委託事業者に支払うものとする。

(健康管理)

第14条 委託事業者は、事業従事者に対し、健康管理の徹底を図るとともに感染症等のり患に細心の注意を払うこと。

(帳票類の整備)

第15条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備すること。

2 前項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して5年間保存とする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施すること。

(安全管理)

第16条 委託事業者は、サービスの提供にあたり、事故発生予防と安全管理に十分留意するものとする。

2 委託事業者は、事故に備え、損害賠償保険に加入すること。

(事故及び賠償の責任)

第17条 委託事業者は、業務により生じた事故及びその損害については、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 委託事業者は、前項の事故が発生した場合は、速やかに書面により市長へ報告すること。

(報告及び調査)

第18条 市長は、委託事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録やその他必要書類の調査をさせることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

| | |
|------|---|
| 実施施設 | (1) 入所室(病室又は母子を入所させる室をいう。)を有すること。 (2) 入所室の床面積は、母子一組当たり6.3平方メートル以上であること。 (3) 入浴施設及び沐浴ができる設備を有すること。 (4) 安全・快適に提供できる施設・設備を有すること。 (5) 利用者に対する食事の提供ができること。 |
| 従事者 | 助産師、保健師又は看護師を24時間常駐すること。 |
| その他 | (1) 第4条に定めるサービスを提供できること。 (2) 市と適切な連携・調整を行えること。 |

別表第2（第10条、第11条、第13条関係）

| 利用料（1日につき） | 利用者負担額（世帯区分別） | |
|--------------------|-------------------|----------------------|
| | 市町村民税課税世帯 | 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 |
| 12,000円 （多胎児加算） | 3,600円 （多胎児加算） | 0円 |
| 一人当たり 4,000円 | 一人当たり 1,200円 | 一人当たり 0円 |

※1日の最小単位を超えて利用する場合は、2日分の利用料を支払うものとする。

また、利用者負担額も同様とする。